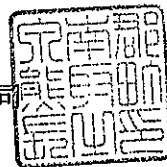


熊取町告示第54号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び契約規則（平成14年規則第12号）第4条の規定により公告する。

令和7年 4月 4日

熊取町長 藤 原 敏 司



記

1. 発注内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 件 名 | 熊取町納付コールセンター運営等業務 |
| (2) 履 行 場 所 | 熊取町役場 |
| (3) 履 行 期 間 | 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで（36ヵ月間） |
| (4) 業 務 概 要 | 熊取町納付コールセンター運営等業務仕様書のとおり |
| (5) 予 定 価 格 | ¥27,866,520-（税込み） |
| (6) 最低制限価格 | 設定しない |
| (7) 入 札 の 方 法 | 郵便入札 |
| (8) 入 札 保 証 金 | 免 除 |
| (9) 契 約 保 証 金 | 請負代金の10%に相当する額以上
ただし、契約規則第30条第1号から第6号に該当の場合は免除 |
| (10) 契 約 方 法 | 落札者と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17、及び長期継続契約条例の規定に基づく長期継続契約「熊取町納付コールセンター運営等業務委託契約」を締結するものとする。 |
| (11) 契 約 期 間 | 契約締結日から令和10年5月31日まで
ただし、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除することができる。また、この場合において当事者双方ともに、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。 |
| (12) 支 払 い 条 件 | 月額払い |
| (13) 契約書作成の要否 | 町において作成する。 |
| (14) 仕様図書等の閲覧 | ○閲覧期限：公告日から開札日まで
○閲覧場所：熊取町役場 本館1階 住民情報コーナー |
| (15) 入札の失格又は無効 | ○失格：競争入札参加者心得第10条に該当する入札
○無効：入札参加資格がない者のした入札、入札に関する条件及び郵便入札の条件に違反した入札並びに競争入札参加者心得第11条に該当する入札 |

2. 入札参加資格

本業務の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、入札参加資格審査申請要領の規定による令和7年度熊取町入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までで受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までで受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 過去3年以内（令和4年度～令和6年度）に本町又は他の自治体において、市町村税又は国民健康保険料の自主納付案内案内業務受託の実績が2年間以上あること。
- (7) プライバシーマーク又はISMS認証【JIS Q 27001（ISO/IEC27001）の規格に適合しているものに限り。】を有すること。
- (8) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (9) 登録区分 「物品」または「業務委託」での入札参加資格登録があること。

3. 入札の日程等

- (1) 入札関係書類 ①内 容：仕様書等図書及び熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書、入札書、競争入札参加者心得、入札説明事項、入札要領等 関係書類
②請求方法：「入札関係書類送付請求書」を熊取町ホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、FAXにて請求すること。（送信後、収納対策課直通電話：072-452-1007へ

必ず着信確認を行うこと。)

③請求期限：公告日から令和7年4月14日(月)15時00分必着

※FAXでの入札関係書類請求時点において、「物品」または「業務委託」の登録者であり、該当登録区分に登録があること等を確認し、該当しない場合は送付しません。

※請求日は土曜、日曜日、祝日を除き、時間は9時～17時とします。

④発 送 日：令和7年4月15日(火)に発送

⑤発送方法：着払いによる郵送

(実費負担 690円、受取時に支払いが必要です。)

(2) 業務仕様書等に対する
質疑及び回答

①質疑受付期限：令和7年4月22日(火)15時00分必着

②回 答 期 限：令和7年5月2日(金)13時00分

③回 答 方 法：熊取町ホームページに掲載

※なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失については、本町は一切の責めを負わない。

(3)入札書等の送付

①提出方法：一般書留又は簡易書留

②到着期限：令和7年5月12日(月)17時00分

③提出書類： i 入札書及び経費内訳計算書

ii 熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書

(4) 入札書の提出先

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

熊取町総務部 収納対策課

(5) 開 札 日 時

令和7年5月13日(火)10時00分

(6) 開 札 場 所

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

熊取町役場北館3階 大会議室

(7) 落 札 者

開札の結果、予定価格を超えず最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」により落札者を決定する。

(8) 開札結果の公表

熊取町住民情報コーナーにて公表

(落札者決定後すみやかに掲載します。それまでの問い合わせには、一切応じません。)

4. その他

(1) 開札への立会いは、1者につき1名立会いが可能です。(代理人の場合は、委任状が必要です。熊取町ホームページからダウンロードしてください。)

(2) 設計図書等入札関係書類の購入、郵送に係る費用は、入札参加者の負担となります。また、入札を辞退した場合や入札が中止となった場合でも一切返金はいりません。

(3) 入札参加申請書等に虚偽の記載をした者には、熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(4) 入札の延期、中止については、競争入札参加者心得第8条第1項第1号及び第3号の場合とします。

(5) 提出された資料については、返却しません。

- (6) 当該入札に関し談合等不正行為が明らかになった場合、契約条項第16条の2により違約金等の請求を行います。(契約条項は熊取町役場本館1階住民情報コーナーにて閲覧できます。)
- (7) 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により届出すること。
- (8) 入札関係諸様式は本町のホームページからダウンロードしてご使用ください。
- ① 入札関係書類送付請求書
 - ② 委任状（開札立会）
 - ③ 入札辞退届
 - ④ 質疑書